

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」とする。）を実施する。

令和元年 8 月 6 日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

インバウンド等の利用拡大に向けた魅力強化・情報発信事業委託業務

(2) 業務の目的

近年、アジアからの個人旅行客は増加傾向にあり、周遊ルートやニーズの多様化が進んでいることから、そのニーズや動向等を調査し把握するとともに、今後、本道における鉄道利用客の増加が見込まれる国に対し、セールスコールや現地旅行会社との販売連携、WEB等を活用した情報発信等を行うことで、海外旅行客の鉄道利用の促進を図る。

(3) 業務の内容

ア ターゲット国への情報発信やPRの実施

アジア圏のうち本道への個人旅行客が増加傾向にあり、かつ鉄道利用客の増加が期待できる国を2か国以上選定し、それぞれについて下記①～③の事業を展開すること。

① WEBやSNSを活用した情報発信

ターゲット国における鉄道旅行の需要喚起を目的に、WEBやSNS等を活用した情報発信を実施する。発信力があるウェブサイトや、一般に普及しているSNSなどの媒体を活用するなど、ターゲット層により多く閲覧されるよう工夫すること。

また、記事の掲載にあたって、「北海道レールパス」のPRにあわせて、道内路線の魅力の発信も行うこと。なお、協議会において別途実施する「ビジネス・観光利用拡大フリーペーパー等作成事業」により作成したフリーペーパーの記事（英語、中国語（繁体字、簡体字））のほか、既存の自治体等が作成した記事を活用することは可能。

② セールスコールの実施

北海道レールパスの需要喚起目的として、ターゲット国における現地の旅行会社等を訪問し、鉄道を利用した道内観光の魅力をPRするとともに、需要や動向等のヒアリングを実施する。

(i) 訪問先

現地旅行会社、エージェント、メディア等

(ii) 訪問者

受託者

北海道鉄道活性化協議会から4名程度

(iii) 地域と連携したPR資料の作成

現地でのPRに当たっては、沿線市町村や地域の団体等と連携し、北海道レールパスの概要、ターゲットニーズに応じた沿線地域の魅力、観光モデルルート等を紹介したPR資料を作成する。

(iv) その他

受託者は現地旅行会社等との調整や通訳及び現地コーディネーターの確保、訪問者の航空券及び宿泊場所等の手配等、調整全般を行うこと。

③ 「北海道レールパス」の現地旅行会社と連携した販売促進

北海道レールパスの販売促進を目的として、ターゲット国において企画乗車券等の販売実績が多い現地旅行会社と連携し、「北海道レールパス」の販売や、「北海道レールパス」を組み込んだ旅行商品の開発・販売を行う。

イ 来道外国人観光客に対するプロモーションの実施

観光目的で来道している外国人に対し、道内の鉄道旅行の魅力や北海道レールパスなどのお得な切符のPRを実施し、あわせて北海道レールパスのニーズや評価、認知度、昨年度事業の成果等を把握するとともに、海外観光客の鉄道利用促進に係る課題等を洗い出すことを目的に調査を実施する。

なお、PRにあたっては、協議会において別途実施する「ビジネス・観光利用拡大フリーペーパー等作成事業」により作成したフリーペーパーの記事等を活用することは可能

ウ 効果測定、実施報告書の作成

① 効果測定

取組内容毎の効果、メディア露出等について効果測定を行うこと。

② 実施報告書

上記ア、イについて実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）100部及び電子媒体一式とする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和2（2019年）年3月31日

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシ

- アムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
（ウ）消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山本）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線23-815）
011-204-5333（ダイヤルイン）
FAX 011-232-4643

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。
- ア 提出期限
令和元年8月16日（金）17：00（必着）
- イ 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- ウ 提出場所
3に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和元年8月26日(月) 17:00(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3) 提出場所

3に同じ

6 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 予算上限額

12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が多数ある場合には、事前に書類選考を行い、概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。